

弘前市と豊島株式会社とのアップサイクル推進に向けた 連携・協力に関する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と豊島株式会社（以下「乙」という。）は、弘前市内のアップサイクルの推進に向け、次のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、それぞれの持つ資源や技術等の活用を図ることで、弘前市内で発生する廃棄物のアップサイクルを推進し、もって環境負荷の少ない資源循環型社会形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組みを行うものとする。

- （1）廃ペットボトルをはじめとしたプラスチック資源の再生利用、製品開発、普及推進に関すること。
- （2）りんごの加工残渣などを利用したバイオマス製品の研究開発、普及推進に関すること。
- （3）その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認めること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時情報を交換し、協議を行うものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と協力すること又は乙が甲以外の地方公共団体と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（本協定の変更）

第4条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携・協力事項の検討及び実施等により知

り得た情報を、事前に書面による承認を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定による連携が終了した後においても、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月11日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市

市長 櫻田 宏



乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目15番15号
豊島株式会社

代表取締役社長 豊島 半七

